

組合型相談支援事業（案）

NPO 法人たんと。
相談支援事業所 TAKUMI
理事長 飯島尚高

平成30年4月、報酬改定により相談支援事業に関わる単価が大きく変わります。基本単価の減額、加算とモニタリング回数の増加による事実上の増収ということがうたわれていますが、実際に多くの事業所では負荷が現在も大きいのしかかっているところと、相談員1人あたりの1ヶ月の実績が平均40件を超えることが6ヶ月以上続く場合は減額など、大きな課題も発生しています。

今後、専任相談員を増やしていく事は、かなり余力のある事業所でなければ難しく、佐久地域だけに限らず一人相談員の事業所にとっては、単純に減額を言い渡されただけになってしまい、増えるどころか撤退を余儀なくされることも想定されます。

そこで、TAKUMIとしては以下のような案を検討しており、賛同していただける事業所を探しています。

★組合型相談支援事業の実施

これは、単純に相談支援事業所 TAKUMI をベース事業所として、賛同していただける相談員の所属を全て TAKUMI に移し、現在、指定を受けている貴法人の相談支援事業所は閉鎖をしていただきます。相談員は、法人通しの業務委託契約の下、TAKUMI の相談員として活動していただき実質請求は、以後全て TAKUMI が行います。

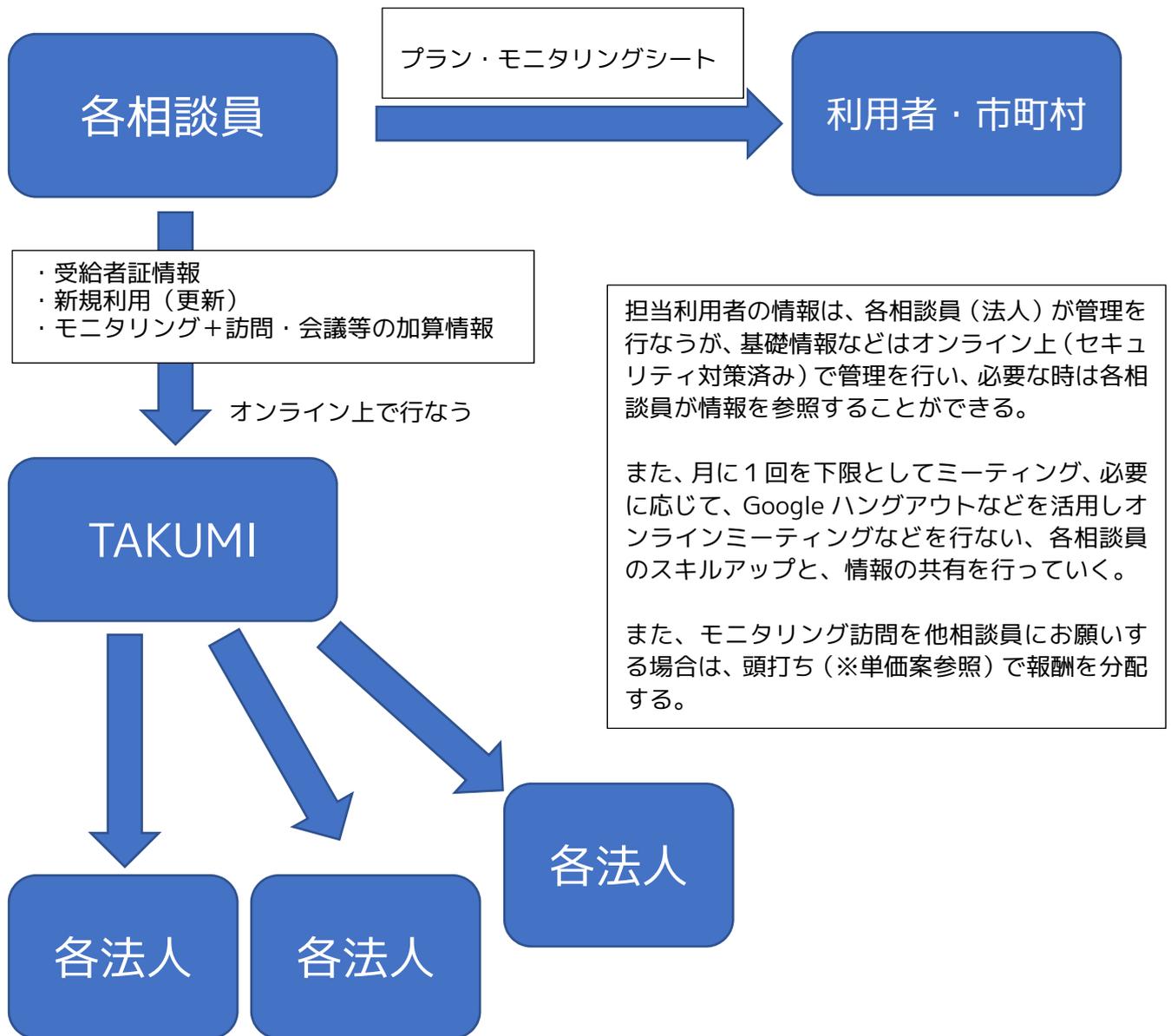
委託料は、成果報酬型で手数料を差し引いた額を毎月入金することで、単独相談員もしくは3名以下の専任相談員もしくは、兼務相談員を配置している事業所にとっては大きなメリットがあります。

体制の中で可能な状況の特別事業所加算の申請を行い、将来的には1件あたり500単位の加算可能な、特定事業所加算（I）を狙うことが目的です。

また、現在は各事業所に所属している相談員のためモニタリングなどを行なう事が難しい環境にある場合、4月から増設された サービス提供時モニタリング加算を、自分が行なう事ができなくても、ついでに同事業所の相談員がモニタリングしてくることで加算請求することも可能です。（※注意）

その他、行動障がい支援体制加算、要医療児者体制加算、精神障害者支援体制加算などの加算も申請しやすくなり、担当利用者を無理に増やし減算する必要もなく1件あたりの収入単価を増やすことができます。

現在考えている仕組みは次のとおりです。



現状のまま単独事業所の場合

計画相談の報酬イメージ

計画相談支援費

障がい福祉サービス及び地域相談支援を利用する障がいのある人に対して、サービス利用計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整、支給決定または支給決定の変更、また、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。

サービス利用支援費		継続サービス利用支援費	
サービス利用支援費(Ⅰ)	1,458単位	継続サービス利用支援費(Ⅰ)	1,207単位
サービス利用支援費(Ⅱ)	729単位	継続サービス利用支援費(Ⅱ)	603単位

障害児相談

障害児支援利用援助費		継続障害児支援利用援助費	
障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,620単位	継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,318単位
障害児支援利用援助費(Ⅱ)	811単位	継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	659単位

注1(Ⅰ)、(Ⅱ)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。
 イ(1)を算定する場合 取扱件数(相談支援専門員1人当たりの前6月間における計画相談支援対象障害者等の数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者を含む。)の平均値をいう。以下同じ。)が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。
 ロ(2)を算定する場合 取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定する。

医療、保育、教育などとの連携、労力を要するケアマネジメントや事業所の体制に対する加算・減算

入院時の病院との連携 (病院に対する情報提供方法) ・訪問 200単位 ・その他 100単位	退院、退所時の病院等との連携(200単位/月)
初回利用者へのケアマネジメント に対する評価 (300単位/月 計画相談) (500単位/月 障害児相談)	居宅介護支援事業所との連携(100単位/月)
モニタリング時のサービス担当者 会議実施(100単位/月)	医療・保育・教育との連携 (100単位/月)
	サービス事業所との直接 連携(100単位/月)
	利用者負担上限管理加 算(150単位/月)
[事業所の体制に対する加算] 各 35単位/月 ・行動障害支援体制加算 ・要医療児者支援体制加算 ・精神障害者支援体制加算	ケアマネジメント等の室の 高い事業所への評価 ・Ⅰ 500単位 ・Ⅱ 400単位 ・Ⅲ 300単位 ・Ⅳ 150単位

居宅介護支援費重複減算

成人の場合で参照してください。

更新の場合 $14,580 + 1,000 = 15,580$ 円

モニタリングの場合 $12,070 + 1,000 = 13,070$ 円 になります。

これを、特別事業所加算2で申請した場合

プラス 4,000 円がこの単価に加算されます。

また、行動障がい・要医療等の加算対象者については、条件が満たせれば 350 円/人がさらに加算できます。(事業所内に人材がいなくても、TAKUMI の中で在籍することで連携を測ることができるため)

結果、更新の場合 $15,580 + 4,000 + 350 = 19,930$ 円になります。

ここから、TAKUMI で事務手数料として 1,500 円/人を引かせていただき、18,430 円/人が収入になります。

また、モニタリングを他相談員に実施していただき報告を受け申請する場合は、モニタリングをした相談員の事業所に1件あたり 2,000 円を支払うものとします。

モニタリングを他相談員にお願いした場合

$13,070 + 4,000 + 350 = 17,420 - 1,500 - 2,000 = 13,920$ 円がモニタリングの収入になります。

その他、加算が付くことで提示以上の収入になりますので、事業所としては増収することも可能な環境を造ることができます。

また、将来的に TAKUMI に所属する相談員から主任相談支援専門員になることで、特別事業所加算1を取得できると、4,000 円の加算が 5,000 円になり、全ケースが 1,000 増収になります。

あくまでも現段階では案の状態ですが、ほぼこの方法で修正点を補完した状態で実施し、来年度早い段階でスタートできたらと考えています。

組合型相談支援事業（案）に、賛同し協力していただける事業所がありましたら、NPO 法人たんともまでご連絡をお願いします。

連絡先

飯島携帯 090-1456-7977

メール n.iijima@npotanto.org

件名を「TAKUMI 組合案賛同係」としてメールは送付お願いします。

また、その時に担当者名、連絡先、現在の相談員の人数を教えてください。

賛同していただける法人のみなさまには、3月に1度集まる場所を設定し、詳細などを確認の上実施とさせていただきたいと思いますので、改めてご連絡いたします。